

## 第2次津市地域公共交通網形成計画の策定について

### 1 計画策定の背景と目的

2006年1月に10市町村が合併して誕生した津市においては、2009年12月に『津市地域公共交通総合連携計画』（計画期間：2010年4月～2015年3月）、2015年3月に『津市地域公共交通網形成計画』（計画期間：2015年4月～2020年3月）を策定し、誰もが移動しやすい本市にとって望ましい地域公共交通のネットワーク形成に努めてきたところです。

今回、『津市地域公共交通網形成計画』の計画期間が2019年度をもって終了することから、これまでの取り組みを踏まえた上で、2018年度からスタートした新たな「津市総合計画」及び「津市都市マスタープラン」との整合性を図り、さらなる効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成に努めるべく、新たに『第2次津市地域公共交通網形成計画』（計画期間：2020年4月～2025年3月）を策定します。

### 2 計画への記載事項

【資料4-2】

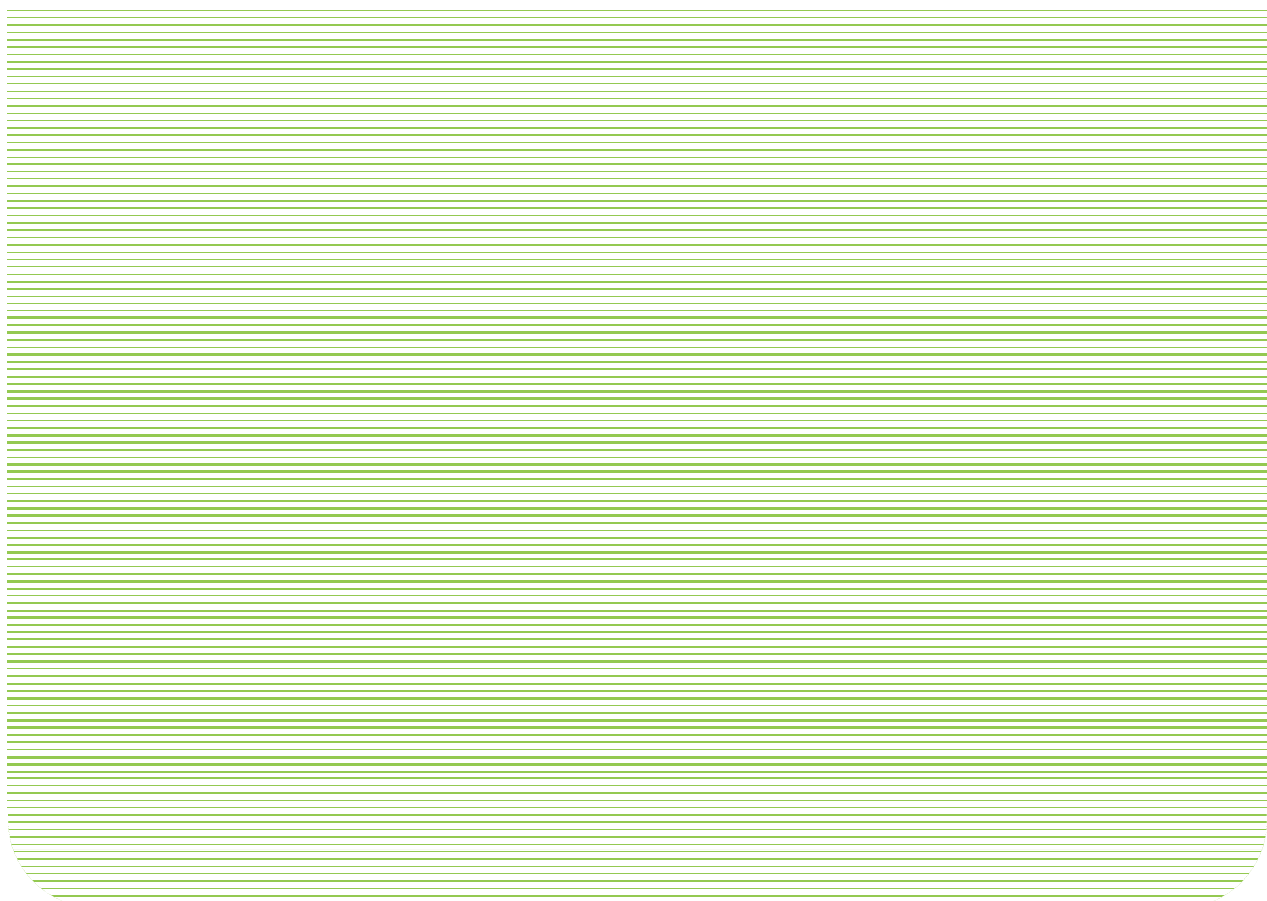
### 3 計画策定スケジュール

【資料4-3】

地域公共交通網形成計画及び  
地域公共交通再編実施計画  
作成のための手引き  
第3版（平成28年3月）  
国土交通省  
【抜粋】

# おわりに

作成した網形成計画の  
記載事項をチェックしましょう



法§5②Ⅰ～Ⅵに規定されている事項については、網形成計画に必ず記載する必要があります。網形成計画を作成した際には、全て記載されているかチェックするようにしましょう。また、網形成計画は基本方針に基づき作成する必要があります。網形成計画の記載内容が基本方針の内容を踏まえたものとなるよう、検討過程から意識するとともに、計画に反映させるようにしましょう。以下のチェック表は記載事項と基本方針の対応を整理したものです。確認作業を行う際の参考として下さい。

※基本方針本文についても詳細編 185 ページ以降に掲載されていますので、併せて確認するようにしましょう。

※表内斜線部分については、基本方針において直接の記載はないものの、基本方針の考え方の補足説明として記載しているものです。

▼網形成計画記載事項のチェック表

■必ず記載する必要がある事項

法定の記載事項	留意点	手引き内関連箇所
①基本的な方針 【法§5②Ⅰ】 【基本方針二 1(1)】	<p>地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が目指すべき将来像</li> <li>・ 公共交通が果たすべき役割</li> <li>・ 公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性</li> <li>・ まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保</li> <li>・ 地域全体を見渡した総合的な公共交通の形成</li> <li>・ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ</li> <li>・ 住民の協力を含む関係者の連携</li> </ul> <p>【基本方針二 1(1)①～④】</p> <p>※これらの項目については、網形成計画の記載事項である「基本的な方針」の中に必ず設ける必要があるということではなく、「基本的な方針」「目標」「事業・実施主体」をはじめとした計画の内容やその検討プロセスにおいてこうした点に十分に留意がなされていることが必要。</p>	<p>入門編「第1章 1.3 策定に当たってのポイント①～③」</p> <p>入門編「第4章 目標を設定し、モニタリングの仕方考えよう」</p> <p>詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目①」</p> <p>詳細編「第8章 方針・目標の設定及び評価手法について」</p>
②計画の区域 【法§5②Ⅱ】 【基本方針二 1(2)】	<p>住民の通勤、通学、買物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とし、個別・局所的にならないよう留意。</p> <p>交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、関係市町村や都道府県が連携して、当該地域にとって最適な公共交通網の形成を図るよう取り組むことが重要。</p> <p>市町村の行政区域中に複数の交通圏が存在する場合には、単独で又は他の地方公共団体と共同して、複数の形成計画の作成が可能。</p>	<p>入門編「第1章 1.3 策定に当たってのポイント②」</p> <p>詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目②」</p>

■必ず記載する必要がある事項（つづき）

法定の記載事項	留意点	手引き内関連箇所
③計画の目標 【法 § 5②Ⅲ】 【基本方針二 1(3)】	<p>可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する必要がある。</p> <p>※目標（定性的な記載）</p> <p>地域が自らの目指す方向性を具体的な数値目標として明示することが重要。</p> <p>※数値指標（定量的に設定）及び選定した理由 ※目標値・具体の数値・年次、及び選定した理由</p>	<p>入門編「第4章 目標を設定し、モニタリングの仕方を考えましょう」</p> <p>詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目③」</p> <p>詳細編「第8章 方針・目標の設定及び評価手法について」</p>
④事業・実施主体 【法 § 5②Ⅳ】 【基本方針二 1(4)】	<p>計画区域における地域公共交通を一体的に形成計画の対象とした上で、目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像を明記することが重要。</p> <p>サービスの実現のために必要な事業・実施主体を整理して記載。</p> <p>既存路線の維持といった継続的な取組や、民間事業者による自主事業も含め、目標達成のために必要となる事業を網羅的に記載。</p> <p>事業については、可能な限り具体的かつ明確に記載。 (施策・事業名、事業の概要、主なエリア、実施主体、実施時期等)</p> <p>なお、当面事業の実施の見込みがない場合にあつては、検討の方向性を記載。</p> <p>地域公共交通特定事業（地域公共交通再編実施事業等）に関する事項を定めることが可能。【法 § 5④】</p>	<p>入門編「第5章 これからのサービスの在り方を考えましょう」</p> <p>詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目④」</p> <p>詳細編「第9章 地域公共交通再編のための事業について」</p>
⑤達成状況の評価 【法 § 5②Ⅴ】 【基本方針二 1(5)】	<p>網形成計画の達成状況の評価時期は原則として計画期間の終了時又は網形成計画の見直し時（必要に応じて中間評価を実施）。</p> <p>網形成計画に位置づけられた各種事業の実施状況を適切に管理することも重要。（その際、基本方針五に定める事項に留意）</p> <p>※基本方針五に定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標の達成状況だけでなく、各種事業の実施状況の把握・評価が重要</li> <li>各種事業の評価は、網形成計画の達成状況の評価よりも短期的かつ定期的に行うことが望ましい</li> </ul>	<p>入門編「第4章 目標を設定し、モニタリングの仕方を考えましょう」</p> <p>詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目⑤」</p> <p>詳細編「第8章 方針・目標の設定及び評価手法について」</p>
⑥計画期間 【法 § 5②Ⅵ】 【基本方針二 1(6)】	<p>原則 5 年程度（ただし、計画目標や地域の実情等を踏まえ、柔軟な設定も可能）。</p> <p>中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ作成することが適当。</p> <p>計画期間中又は計画期間終了時における計画見直しの手順等についても明示することが望ましい。</p>	<p>入門編「第4章 目標を設定し、モニタリングの仕方を考えましょう」</p> <p>詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目⑥」</p> <p>詳細編「第8章 方針・目標の設定及び評価手法について」</p>
⑦その他、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項【法 § 5②Ⅶ】		

おわりに

作成した網形成計画の記載事項をチェックしましょう

■可能な限り記載することが望ましい事項

記載事項	留意点	手引き内関連箇所
都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項 【法§5③】	地域公共交通は、まちづくり施策と密接な関係があり、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携等について、網形成計画に記載するよう努める必要がある。	入門編「第1章 1.3 策定に当たってのポイント③」 詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目⑦」 詳細編「第5章 上位・関連計画との連携について」

■その他留意点

	留意点	手引き内関連箇所
都市計画等との調和が保たれているか 【法§5⑤】	地域公共交通は、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野と密接な関係を有する。立地適正化計画、観光圏整備計画、地方公共団体実行計画など、他の分野の計画が策定されている場合には、網形成計画にその旨を明示し、これらの計画との連携を図るべき旨を共有し、取組を行うことが望ましい。 都市計画、市町村都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画、バリアフリー基本構想、港湾計画との調和を確保しなければならないことに留意。	入門編「第1章 1.3 策定に当たってのポイント③」 詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目⑦」 詳細編「第5章 上位・関連計画との連携について」
関係者との協議がなされたものであるか 【法§5⑦】	協議会が組織されている場合は協議会における協議がなされていること。 協議会が組織されていない場合には ・関係する公共交通事業者等 ・関係する道路管理者 ・関係する港湾管理者 ・その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会 と協議がなされていること。	入門編「第3章 協議会を立ち上げましょう」 詳細編「第7章 協議会等について」
住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるための措置が講じられているか 【法§5⑥】	パブリックコメントや住民説明会の実施により意見を収集し、意見を反映させるための取組を行う必要がある。	入門編「第3章 協議会を立ち上げましょう」 詳細編「第7章 協議会等について」

第2次津市地域公共交通網形成計画策定スケジュール(案)

平成30年度								平成31年度											
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回協議会</li> <li>・2次計画策定スケジュールの確認</li> </ul>																			
								<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回協議会</li> <li>・1次計画から引き継ぐ課題・新たな課題の確認</li> <li>・2次計画の基本方針、目標の設定</li> </ul>											
								<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回協議会</li> <li>・施策・事業の検討</li> </ul>											
								<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回協議会</li> <li>・1次計画事業評価</li> <li>・2次計画素案の提示</li> </ul>											
								<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回協議会</li> <li>・2次計画案の修正</li> </ul>											
								<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回協議会</li> <li>・2次計画案の確定</li> </ul>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域公共交通あり方検討会</li> <li>・既存バス路線の評価</li> <li>・地域における課題の洗い出し</li> </ul>																			
								<ul style="list-style-type: none"> <li>●市議会へ2次計画案提案</li> </ul>											
								<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメント(1箇月間)</li> </ul>											
								<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回協議会</li> <li>・2次計画策定</li> </ul>											